

名取市墓地公園に関するよくある質問

名取市墓地公園について

- Q1** 名取市外に住んでいる方でも、申請することはできますか。
- A1** 申請することができます。
ただし、今後の申請受付や、区画の申し込み状況によって、制限する場合があります。
- Q2** 宗派に関係なく、墓地を求めることはできますか。
- A2** 公営墓地のため、宗派は問いません。
- Q3** 住職や、墓石等建設業者の指定はありますか。
- A3** 指定はありません、
使用者の方ご自身で、ご自由に住職や、墓石等建設業者を探していただき、法要や建設を依頼していただくことができます。
なお、名取市で住職や墓石等建設業者の紹介は行っておりません。
- Q4** 土・日・祝日であっても、見学や納骨を行うことはできますか。
- A4** 見学はいつでも行えますが、管理人不在の期間（12月29日から翌年1月3日まで）は納骨できません。
なお、納骨を行う際は、事前に管理棟（TEL：022-385-3633）に日時のご予約をお願いします。
- Q5** お盆やお彼岸の際に、臨時バス等は運行されますか。
- A5** 臨時バス等はございませんので、自家用車やタクシー等で起こしてください。
なお、名取市墓地公園最寄りの駅は、美田園駅（仙台空港アクセス線）です。
- Q6** ペットと一緒に墓に入ることはできますか。
- A6** 墓地区域内では、人の焼骨以外の埋蔵は禁止しています。
しかし、皆さまのご意見を受けて、ペットの焼骨のみを合葬できる納骨堂を、令和4年度中に整備する予定です。

Q7 後継ぎがない人でも、申請することはできますか。

A7 申請することはできますが、代々継いでいただくことを想定した墓地になりますので、後を継ぐ予定の方とよくご相談のうえ、申請してください。

Q8 墓石を建設した後、後継ぎがいなくなった場合はどうなるのですか。

A8 後継ぎがいなくなる前に、事前に墓じまいをしていただく必要があります。

なお、使用者が死亡した日から起算して、3年以内に祭祀を主宰するもの（相続人等）が現れない場合、あるいは、管理料が未納となり3年を経過した場合は使用許可が取り消されることとなります。

また、現在無縁者の焼骨を収蔵する施設（無縁合葬墓等）はございません。

Q9 使用許可証交付後、墓石を建設する時期に制限はありますか。

A9 制限はありません。

ただし、使用許可を受けた時から年間管理料が発生しますので、毎年納めていただくこととなります。

Q10 他の墓地から、名取市墓地公園へ引っ越し（改葬）したいのですが、どのような手続きが必要になりますか。

A10 他の墓地で納骨した焼骨を、名取市墓地公園へ納骨するには、改葬許可証が必要となります。

改葬許可証は、現在焼骨が納骨されている墓地の所在する市町村が発行する書類ですが、墓地の管理者（住職等）から証明していただく必要がありますので、名取市墓地公園の申請を行う前に、調整することをおすすめします。

また、市町村によっては、引っ越し先の墓地の使用許可証が必要な場合があります。

手続きの詳細は、現在焼骨が納骨されている墓地の所在する市町村へお問い合わせください。

Q11 墓石ごと、名取市墓地公園へ引っ越し（改葬）することはできますか。

A11 できますが、名取市墓地公園の設備基準に適合していただく必要があります。

場合によって、墓石の一部を切断、加工等する必要がありますので、費用等も含めて、ご家族や親族とよくご相談してください。

- Q12 使用許可を受けた区画内の管理は、どこまで行っていただけますか。
- A12 管理料は、墓地公園全体の管理に充てておりますので、区画内は基本的小ご自身で管理していただく必要があります。
ただし、墓園全体の景観保全等の観点から、枯れてしまっている供花を下げる等の対応を行う場合があります。
- Q13 一つのお墓に、焼骨は何体入りますか。
- A13 骨壺のまま納骨するか、取り出して納骨するかによって大きく変わるため、一概に何体とは言えません。
一般墓地区画（A.B.C 区画）及び被災者等墓地（E.F 区画）については、使用者ご自身でカロート（焼骨を納める空間）を設けるため、作り方によって異なります。
芝生墓地区画（D 区画）については、名取市で設置したカロートをご使用いただきます。
名取市で設置しているカロートの大きさは、内寸が縦幅 68 cm×横幅 47 cm×深さ 45 cmです。

変更等手続き関係

- Q1 使用者が亡くなった場合、どのような手続きが必要になりますか。
- A1 使用者がなくなった場合、祭祀を主宰すべき者（相続人等）が、使用者の地位を承継し、引き続き使用することができます。
手続きの詳細は、クリーン対策課へお問い合わせください。
- Q2 使用許可証交付後、住所や本籍地が変更となった場合、どのような手続きが必要になりますか。
- A2 使用許可証記載事項の訂正をしていただく必要があります。
手続きの詳細は、クリーン対策課へお問い合わせください。
- Q3 使用許可証を紛失したのですが、どのような手続きが必要になりますか。
- A3 使用許可証の再交付を受けてください。
手続きの詳細は、クリーン対策課へお問い合わせください。
- Q4 使用許可後、後継ぎがいなくなった等により、墓地が不要となった場合、どのような手続きが必要になりますか。
- A4 墓地の使用廃止手続きをする必要があります。

なお、使用料等は原則お返しできませんが、未使用かつ使用許可後 3 年以内であれば、納めていただいた使用料等の半額をお返しすることができます。

手続きの詳細は、クリーン対策課へお問い合わせください。

その他、ご不明な点。確認したい点がございましたら、クリーン対策課までお問合せください。

問い合わせ先

名取市生活経済部クリーン対策課

環境衛生係：TEL022-724-7160